史學雜誌

1895年の対清・露仏借款をめぐる国際政治……佐々木　揚……1

研究ノート

喜連川家伝来史料考証……佐藤博信……44

カスティーリャの「コムニダーデス」反乱に関する諸研究……立石博高……58

書評

森田悌著『平安時代政治史研究』……坂本賞三……79

山崎隆三編著『両大戦間の日本資本主義』(上・下)……橋本寿朗……88

小島晋治著『太平天国革命の歴史と思想』……小林一美……97

新刊紹介……107

学会消息……112

文献目録：日本史Ⅲ

第88編　第7号

昭和五十四年七月二十日発行（毎月一回二十日発行）昭和二十四年十二月十五日第三種郵便物認可

史學會
東京大學文學部内

Vol. LXXXVIII　Jul. 1979　No. 7

SHIGAKU-ZASSHI

page

Article

The International Politics of the 1895 Russo-French Loan to China*……*Yō Sasaki*…… 1

Notes and Suggestions

A Study of Materials for the History of the Kitsuregawa Family* ……*Hironobu Satō*……44

En torno a los estudios sobre la revuelta de las "Comunidades" de Castilla* ……*Hirotaka Tateishi*……58

Book Reviews

T. Morita ; Heianjidai Seijishi-kenkyū (Studies in the Political History of the Heian Period in Japan)……*S. Sakamoto*……79

R. Yamazaki(ed.) ; Ryōtaisenkanki no Nippon-shihonshugi (Japanese Capitalism in the Inter-war Period, 2 vols.) ……*J. Hashimoto*……88

S. Kojima ; Taiheitengoku-kakumei no Rekishi to Shisō (History and Thoughts in the T'ai P'ing Revolution)……*K. Kobayashi*……97

New Books in Review…… 107

Historical News…… 112

List of Recent Publications : Japanese History, Part III.

(*Foreign language summaries included in this issue)

EDITED BY
SHIGAKU-KAI
(The Historical Society of Japan)
Faculty of Letters
University of Tokyo

昭和54年7月15日　印刷
昭和54年7月20日　発行
定価 560円
(第88編第7号)
東京都文京区本郷東京大学文学部内
編集者　史学会　代表者　弓削　達
電話 (03)(812)2111　内線2363
振替口座　東京 9-35022番

発行者　東京都千代田区内神田1丁目13—13　野澤繁二
印刷所　東京都板橋区前野町3—47—1　明和印刷株式会社
発行所　東京都千代田区内神田1丁目13—13　株式会社山川出版社　電話(293)8131振替東京2-43993

雑誌コード 04217—7

カスティーリャの「コムニダーデス」反乱に関する諸研究

立石博高

目次

はじめに――「コムニダーデス」研究の意義
第一章　研究史の概観
1　自由主義的解釈の系譜
2　「帝国礼讃」史学の系譜
3　マラバールの「近代革命」解釈
4　ペレスの研究――反乱の社会経済史的考察
5　グティエレス・ニエトの研究――反領主運動としての反乱
第二章　最近の諸研究をめぐる問題
おわりに

はじめに――「コムニダーデス」研究の意義

八世紀間にわたる国土回復戦争（レコンキスタ）の過程を経て、分裂状態にあった諸王国（地方）はカスティーリャとアラゴンの二王国に収束し、スペインは、カトリック両王の治世（一四七九―一五〇四）以後、一つの王朝による支配を受ける。[1] しかし、この時期にスペインという国民的な領域国家が形成されたわけではなく、[2] スペイン王権の、特に財政上の基盤を見ても、専らそれはカスティーリャ王国にあった。そして又、一四・五世紀の内戦を克服した王権の当面の課題は、その王朝的利害にカスティーリャ王国を完全に従属させることであった。[3]

しかしカトリック両王によって大枠の作られた近世カスティーリャ国家の存立は、王権が特権諸身分と妥協することによって初めて可能であった。[4] 更に王権は、ここで一つの困難に遭遇する。それは、かつて諸国との対抗のうちにトラスタマラ朝を保障してきた複雑な婚姻政策が運命に翻弄され、ブルゴーニュ・フランドルの利害を孕むハプスブルク家がスペイン王冠を継承するようになったという事実である。[5] 従って、一六世紀初頭のカスティーリャにおいては、従来の王朝利害と、アラゴン王国、そしてハプスブルク家の諸利害が絡み合い、これらの各々と結託する諸特権身分の諸「宮廷党」が存在した。[6] 更にこれら上部の政治的諸対抗は、諸都市・地方の利害や社会諸階層の経済的利害と複雑に関連していた。[7] カトリック両王期の社会的均衡は、崩壊寸前であった。ハプスブルク家の新王カルロス一世が祖父母の国に初めて足を踏み入れた一五一七年秋に、スペインは、ペレスの言葉を借りれば、「国家の麻痺」la paralysie de l'Etat の状態にあった。[8]

一五一八年に開催されたバリャドリー議会（コルテス）における諸都市代表と国王との、即位承認や上納金（セルビシオ）可決をめぐる紛糾は、政治的社会的混乱の中に置かれた諸都市の憤懣を物語っていた。[9] そしてこの混乱を助長したのは、カルロスが神聖ローマ帝国皇帝に選出され、一五二〇年五月、即位戴冠の為にドイツへ赴いたことである。国王が、サンティアゴ・コルーニャ議会（コルテス）を召集し、強圧的に諸都市代表に新たな上納金（セルビシオ）を可決させてコルーニャ港から出発するのと相前後して、反王権蜂起が生じる。まずトレード市で、地方代官（コレヒドール）が追放され、国王の裁判権を象徴する司笏が奪われ、住民達の「コムニダー」Comunidad が結成された。続いて、他の諸都市もこれに倣って反乱を起こした。この反乱諸都市の抵抗運動が「コムニダーデス」Comunidades 反乱と呼ばれ、反乱者達は「コムネーロス」と呼ばれる。[10] ほぼアンダルシーア地方とガリシア地方とを除くカスティーリャ王国（新・旧カスティーリャ地方）の議会（コルテス）代表派遣都市は、聖会議（サンタ・ハンタ）を結成し、翌二一年四月二三日ビリャラールの戦いでコムニダーデス軍が国王派の貴族軍に敗れるまで、その抵抗を続けた（トレードの抵抗は二二年二月まで）。[11]

ところで、従来の研究においては、この反乱を鎮圧したカルロスの対外政策についてはその「帝国理念」を中心に議論がなされており、[12] 又それを可能とした財政的基盤に関しては新大陸の貴金属や国際的金融業者との結びつき等の指摘がされ、一様に、カスティーリャは人的・物的資源として犠牲とされるに至ったと捉えられている。[13] しかしカスティーリャ社会が何故そのような国家政策に従属していったのかは充分に解明されていないのが現状である。[14] 更に、この反乱鎮圧以後、「絶対王政」下のカスティーリャ王国に反王権の大きな反乱が起こらなかったということは、[15] アラゴンやカタルーニャと比較して、[16] 又英・仏等のヨーロッパ諸国の絶対王政下の社会的緊張・動乱の事実と比較して、[17] 興味ある事実である。このようなカスティーリャの特徴（英・仏との差）が何故生じたのかということは、一つの重要な問題であって、それはス

ペイン「絶対王政」の構造的特質として明らかにされる必要があろう。従って、コムニダーデス反乱の社会的諸原因、主体となった諸階層、その諸結果、王権によって否定されるに至ったその政治的諸要求と思想、などを明らかにすることは、この反乱を鎮圧して確立した近世カスティーリャ国家の構造を理解するための基本的前提となると思われる。(18)

以上の理由から本稿は、いわば「コムニダーデス」研究序論として、スペイン史学を中心としての「コムニダーデス」についてのこれまでの諸見解と最近の研究動向を明らかにしようとするものである。(19)

他方、「コムニダーデス」は、ハプスブルク家支配のスペインを招来した事件として特異な意味をもっている。すなわち、一八世紀末以後のスペインにおいて、この反乱は、歴史学の対象として絶えず取り上げられたばかりではなく、スペインの「近代化」を念頭においたうえでの、絶対王政の評価をめぐる「現実的」政治的テーマでもあった。(20) 従って、これまでの諸見解を概観することは、各時期のスペインの社会的・政治的現実を反映する歴史家・思想家の問題意識の歴史的推移を明らかにすることにも貢献するであろう。

註(1) 事実関係につき、邦語で、ピエンス・ビーベス『スペイン』(小林一宏訳、岩波書店、一九七五年)。

(2) 王権は、一八世紀初頭の「スペイン継承戦争」を克服しても、スペインを国家として完全に統一するには至らない。邦語で、山田信彦「スペイン継承戦争とフェリペ五世の法改革」(『武蔵大学論集』一九巻、二・三・四合併号)、一五〇頁。

(3) Ladero Quesada, M. A., "La hacienda real de Castilla en 1504. Rentas y gastos de la Corona al morir Isabel I," *Historia. Instituciones. Documentos*, t. III, 1976, pp. 319—321.

(4) 五十嵐一成「ビリェーナに見る近世初頭カスティーリャ社会史の諸問題」(『北大史学』一七号)、一頁参照。

(5) この事情に関して、アンリ・ラベール『カール五世』(染田秀藤訳、文庫クセジュ)、一一一四頁。

(6) Chaunu, P., *L'Espagne de Charles Quint*, 2 tomes, Paris, 1973, t. I, pp. 161—164, 178—186.

(7) Vilar, P., *La Catalogne dans l'Espagne moderne*, 3 tomes, Paris, 1962, t. I, pp. 517—519.

(8) Pérez, J., *La Révolution des "Comunidades" de Castille (1520—1521)*, Bordeaux, 1970, p. 107.

(9) Seaver, H. L., *The Great Revolt in Castile. A Study of the Comunero Movement of 1520—1521*, London, 1928 (rep., New York, 1966), pp. 35—42.

(10) 「コムニダーデス」は、「コムニダー」comunidad の複数形で、羅語の commūnitās を語源とし、英語の community、仏語の communauté にほぼ該当する単語であるが、中世後期から近世初頭にかけて、原義とは別に様々な意味で使用されている。Real Academia Española, *Diccionario de Autoridades*, ed. facsímil, Madrid, 1963 を参照。従って、この言葉が反乱期にどのような意味で使用されたのかを明らかにすることは、反乱を理解する上で極めて大切なことであり、それに関してこれまで多くの議論がなされてきた。ところで、「コムニダーデス」は、「都市同盟」と邦訳される場合もあるが、この反乱では、諸都市の同盟の事実と共に、同盟を結んだ反乱諸都市のあり方(反乱前との都市統治機構の相違)が重要な意味を持つため、この訳語が適切とは言えない。又「コムニダー」は「反乱的自治組織」の訳をあてられることもあるが、この言葉自体を直接に「自治組織」に結びつけることは出来ない。と言うのも、都市に結成された「コムニダー」(具体的には各居住区から住民代表 diputados を選出)は、都市運営の全権力を掌握したわけではなく、従来の統治機関(市会 ayuntamiento)も併存するからである。従って、グティエレス・ニエトの言うように、都市住民の反乱・抵抗のための「誓約団体」asociación juramentada de defensa とすることが反乱期の語義に適っていると思われる。但し「コムニダー」が、従来の支配層との関係で、都市統治の実権をどれ程掌握したかが重要な問題である。この語義をめぐる論議について、Gutiérrez Nieto, J. I., "Semántica del término 'Comunidad' antes de 1520" *Hispania*, t. XXXVII, 1977, 特に pp. 360—365. なお、「コムニダーデス」を対象とした邦語文献は、ホアキン・M・ドミンゲス「カスティーリャの『コムニダーデス(都市同盟)の乱』一五二〇—一五二一」(『上智史学』一九号)があるが、氏の見解はほぼマラバール(後述)に依拠したものである。その他、反乱に触れたものとしては、五十嵐氏前掲論文、井上幸治「スペイン絶対主義」(『岩波講座・世界歴史』一五)、三二—三四頁を挙げうる。

(11) 反乱経過は前掲ペレズ、シーザアーに詳しい。簡潔な年表は、Alba, R., *Acerca de algunas particularidades de las Comunidades de Castilla tal vez relacionadas con el supuesto acaecer Terreno del Milenario Igualitario*, Madrid, 1975, pp. 21—44.

(12) 代表作として、Fernández Alvarez, M., *Política mundial de Carlos V y Felipe* II, Madrid, 1966; Id., *Carlos V. Un hombre para Europa*, Madrid, 1976.

(13) *Ibid.*, pp. 64—65; Domínguez Ortiz, A., *El Antiguo Régimen: Los Reyes Católicos y los Austrias*, Madrid, 1973, pp. 256—260 等を参照。

(14) この点でカルロス一世の治世の行財政機構の研究が不可欠であるが未だ解明は遅れている。依然参照されるのは、Carande, R., *Carlos V y sus banqueros: La hacienda real de Castilla*, Madrid, 1949; Gounons-Loubens, J., *Essais sur l'administration de la Castille au XVIe siècle*, Paris, 1860.

(15) Elliott, J. H., *Imperial Spain. 1469—1716*, London, 1963, Penguin Books, 1970, p. 159 で指摘。

(16) 一五九一年のアラゴンの騒乱、一六四〇年のカタルーニャの蜂起、スペイン継承戦争の際の諸地方の蜂起等。

(17) 差し当り、Forster, R. & J. P. Greene (ed.), *Preconditions of Revolution in Early Modern Europe*, Baltimore, 1970.

(18) Chaunu, *op. cit.*, t. I, p. 249 の指摘を参照。なお本稿では、「絶対王政」の用語を一六—一八世紀のスペイン王政の意味で使用する。この間の王政が、統治形態としての「絶対王政」概念に該当するかどうかについては、ここでは論じない。この問題に関しては、濱村隆一「アジア的国家と絶対王政——『スペイン絶対君主政』をめぐるマルクスと井上幸治」(『国家論研究』一六号)を参照。

(19) これまでの研究史整理として、Pérez, J., "Pour une nouvelle interprétation des Comunidades de Castille," *Bulletin Hispanique*, t. LXV, 1963; Gutiérrez Nieto, J. I., *Las Comuni-*

dades como movimiento antiseñorial, Barcelona, 1973, Primera parte, "Evolución del pensamiento historiográfico sobre las Comunidades," pp. 19—122 ; Bernal Martín, S., "Nueva bibliografía alrededor de las Comunidades castellanas," *Estudios Segovianos*, t. XXV, núms. 74—75, 1973. 本稿の諸見解の整理は、基本的にグティエレス・ニエトの研究に負うている。

(20) Domínguez Ortiz, A., *The Golden Age of Spain. 1516—1659*, London, 1971, p. 49.

第一章　研究史の概観

1　自由主義的解釈の系譜

反乱について、すでに一六世紀のうちに多様な解釈がなされていたことは、同時代人の記録・年代記などによっても窺い知ることが出来る。(1) だが、ハプスブルク家支配の時代の国王側の見解は、一様に、非難と糾弾に満ち溢れていた。例えばオビエドは、コムニダーデスは、「悪意に溢れた者達」によって煽動された「平の下層の民」による蜂起であり、「諸負担の免除 exención と自由 libertad の名の下に暴虐と強奪の意図をもった」運動であった、と述べた。(2) しかしこのように非難されたという事実こそ、逆に、権力に対する民衆の抵抗・反乱としての意味を「コムニダーデス」に持たせることとなった。そして一七世紀初頭には、「コムニダーデス」の言葉自体が、一般的に「民衆暴動」として使用されるに至る。(3) 更に一八世紀後半になると、この反乱は、絶対王政への抵抗、「自由」の主張として理想化され、現実の自由主義運動の歴史的支えとしてロマン化されて行く。例えば、一九世紀前半のフェルナンド七世の抑圧に抗する自由秘密結社は、この反乱に因んで、「コムネーロス」「パディーリャの息子達」の名を自分達に付けた。(4)

同様に一八世紀後半には、啓蒙思想の影響を受けて、絶対王政に批判的歴史解釈をなす歴史家・思想家があらわれてくる。(5) コムニダーデスについての自由主義的解釈の先駆と見なされるのはアモール・デ・ソーリアであるが、彼は、反乱を、絶対主義と自由との対抗と捉えた。そして、ハプスブルク家到来前のカスティーリャ王国の政体が、「伝統的諸法・制度によって制限された王政」であったとし、反乱鎮圧後には専制がもたらされたと述べた。(6) 更に、一九世紀初頭のナポレオンに対する独立戦争を契機として、反乱の「国民主義的性格」が強調されるようになる。何故ならば、よそ者の国王とフランドル人寵臣によるカスティーリャ支配に対する抵抗としてのコムニダーデスは、愛国主義の範だったからである。(7) そして一九世紀前半は「自由主義的解釈」の全盛時代となった。中世の「自由」が崇められ、中世の都市自治体や議会（コルテス）が称讃され、反乱指導者達は、「自由の先駆者」「抑圧と闘う美徳の範」であったと謳われた。(8) 但し自由主義史家は、民衆を称讃したわけではない。コムニダーデスから貴族層を離反に導いたとされる民衆の貴族への攻撃は、「無分別で思慮を欠いた」ものであった。貴族と民衆の離反が生じなければ、反乱は勝利し、イギリス流の「穏健な政体」が作り上げられたであろう、と言うのが彼らの考えであった。(9)

2　「帝国礼讃」史学の系譜

一九世紀前半の自由主義・民主主義の運動が敗北し、政権が目まぐるしく交代する中で、スペイン社会の中に保守的・反動的傾向は次第に強まって行く。同時に、反絶対王政を基調とする自由主義的解釈は、同世紀中頃から厳しく批判されるようになる。最初に、穏健主義的カトリック擁護の「純理派」doctrinarios の思想家が、(10) 絶対主義は相対的に評価されるべきだと主張した。特にドノーソは、統治形態の時代的必然性を主張し、絶対王政到来と中世議会（コルテス）衰退とは歴史的必然であると述べた。(11) 又、かって反乱指導者を讃えたマルティネス・デ・ラ・ローサも、今日的関心から(12)する中世的諸「自由」礼讃のもつ「時代錯誤」性を戒めた。更に、共和主義者、連邦主義者を指導者とした第一共和政が崩壊し、王政復古（一八七四年）が実現されて以後の時期には、国内統一と中央集権化を目指す保守派が、スペインを政治的に支配した。そして絶対王政は、そのような価値観点から、「近代」的なものであったとの積極的評価を受けることとなった。例えば、メネンデス・ペラーヨは、「（反乱は）近代的自由の発露などではなく、中央統合の原理に反対する中世的精神の最後の抗議であった」と述べた。(13) 他方、一九世紀後半には、歴史学の実証作業が活発となり、反乱に関しても、各種の貴重な史料が公刊された。(14) 特にダンビラは、全六巻の注釈つき史料集を出し、(15) 典型的実証主義史家と見なされた。しかしその見解は、同時代の反自由主義的解釈を踏襲するものであった。つまり、絶対王政を、国民的中央集権国家であったとする一方、反乱を、反フランドル・反王税の民衆的不満を下地として、私欲に基づく貴族によって煽動された諸都市の蜂起であったと捉えた。(16) だが彼の見解は、一応膨大な史料によって裏付けされた形のものであったため、以後、市民戦争の後までも、多くの歴史家によって無批判的に受け継がれる。(17)

ところで、スペインの遅れた政治的・社会的・経済的状況、特に米西戦争の敗北による「帝国」の滅亡という事実を前に、知識人達は精神的危機感を抱き、祖国の省察に向かった。こうして一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてスペインに、文学・思想運動の輝かしい一時代が訪れる。(18) そこで、反乱と絶対王政は、スペイン文化やスペイン人の資質を探るという立場から議論されることとなった。メネンデス・ペラーヨを始め伝統主義者は、黄金世紀（十六・七世紀）を文化の理想的時代としたが、自由主義者は、スペイン帝国の伝統との訣別の中に祖国の「更生」の鍵を見出そうとした。この「更生派」として、まず、マシーアス・ピカベーアは、カルロスの治世からスペイン的なものの「変質」desnaturalización 過程が始まったと考え、コムニダーデスが「侵略したツアーリズムに対する国民的防衛運動」であったと捉えた。(19) アロンソ・コルテスは、反乱の敗北によって「民族精神」が葬り去られたと述べた。(20) 他方、ガニベーは、自由主義的解釈を斥けながらも、この敗北によって「国民的政治から王朝の政治」への転換が決定づけられたとし、ハプスブルク家の対外政策がスペイン精神文化の発展に対する障碍となったと捉えた。(21)「九八年の世代」の思想家達は、黄金世紀の文化に愛着し、純粋にカスティーリャ的な伝

統を重んじる「純粋主義」と、他方で同時に存在するスペインのヨーロッパ化を目指す「欧化主義」との価値観の二律背反の緊張の中で生きたとされる。[22] だが続くオルテガになると、「帝国」は積極的に再評価された。彼は、スペインの歴史の不幸は「少数の精鋭」が欠けていたことにあるとし、その連帯性を欠く無脊椎化を嘆く一方、スペインが本来的にスペインでありえたのは、それが地方主義を克服した「行動的統一体」であった時だと考えた。そしてこの時期とは、カトリック両王による「農村的閉鎖主義」[23]の克服と、カルロスによる「帝国」の拡大の時期であるとした。このような彼の思想は、当時の極右派の思想家に迎合的に受け入れられ、そこで、今日彼は、スペイン・ファシズムのイデオロギー的創立者であると非難されることにもなっている。[24]

市民戦争にフランコ側が勝利を収めた時、サンチェス・アルボルノスをはじめ多くの歴史家や思想家が祖国を離れて行った。一九四〇年代のスペイン史学は、自由主義的解釈を否定する見解と、「帝国」拡大を以てスペインの本質であるとする見解とを総てにわたって継承し、まさに「帝国礼讃」史学となった。[25] アルカーサルは、反乱が、カルロスと彼の重臣達による「帝国的大革命」に鎮定されたと述べた。[26] そして五〇年代の支配的学説となるのは、以上の流れに沿ったマラニョンの見解であった。彼は、反乱を、貴族・郷士(イダルゴ)によって担われた「封建的中世カスティーリャの最後の企て」と規定し、彼等に煽動された民衆は、国王と宮廷の開明的精神に反発する「異端審問的で超カトリック的」な閉鎖的精神を抱いていたとした。[27] 更にレドネーは、反乱指導者達の私利私欲を強調し、反乱を一層卑俗なものとした。[28]

3　マラバールの「近代革命」解釈

市民戦争後一九五〇年の末までスペインは国際社会から追放されたが、同年のパリ国際歴史学会議を契機に、スペイン史学界は、他国の学界との交流を深め、次第に歴史研究を一つの自律的学問分野として確立して行く。[29] そして五〇年代後半から、マラニョンの定説も様々な批判を受けるようになる。まずビセンス・ビーベスは、マラニョンが反乱鎮圧をカルロスの世界教会主義による中世的地方主義の克服として正当化しようとしても、カスティーリャの抵抗が、その個別的諸利害を無視した「帝国」政策への服従に対する反対であったことを見過ごせないと述べた。[30] 同様に、ララースやホベール・サモーラは、王権の対外政策が本国に犠牲を強いるものであったことを強調した。[31] 更にレグラーは、一六・七世紀のスペインを王権とアリストクラシーによる寡頭支配の社会として近代化の桎梏であったと捉えた。そして反乱の敗北が、「市民階層(ブルジョアジー)」の政治的影響力の喪失に結果したことによって、大土地所有貴族の経済的・政治的力の増大が許容されていくことになったと考えた。[32] 更に、史料に基づく反乱の再検討が行なわれることとなるが、その端緒は、ティエルノ・ガルバンによって開かれた。彼は、反乱を、新しい中央集権的・宮廷的基準に基づく「国家行政のあり方」に対する抵抗であり、「社会的・制度的硬直さ」を緩めようとする運動であったと捉え、その敗北が、王権を抑制する政治的基盤の喪失につながったとした。しかし、カルロスの統治を、自由主義的解釈の様に全く否定的に見ることはせず、カスティーリャ人は、「地方的観点」から、国王は、「大方世界的観点」から、共に「近代的」であったと考えた。[33] 他方、メネンデス・ピダールは、反乱者が目指したものは、伝統的諸「自由」の擁護というだけではなく、イタリアの都市国家を理想とする「共和政」republicanismo の樹立であったと捉えた。[34]

以上のような定説批判から更に進んで、マラニョンと正反対の見解を打ち出したのがマラバールであった。一九六三年に発表された彼の著作は、『カスティーリャのコムニダーデス――最初の近代革命』[35]と題される。そこで、彼によれば、一六世紀初頭のカスティーリャの諸都市（封建制に対抗し、それを「衰退と解体に導く決定的要因」である都市）は、社会的・政治的形態として、近代国家へ向かう発展の中で極めて先んじた位置にあった。それに反して、カルロスの初期の治世は、新しい国家形態の像(イメージ)を呈示するようなものではなく、「騎士道的・家産的構想」に支えられたものであった。[36] 国王による不当な上納金(セルビシオ)の徴収・外人への官職譲渡、そして国王の外国への出発を直接的原因として反乱が起こされるが、[37] その主体は、このような諸都市の「市民階層(ブルジョアジー)」、特に「都市的職業に従事する人々」であった。又、都市支配層や下層民も反乱に参加したが、いずれも運動の担い手となることはなかった。更に、農村は貴族達によって掌握されていたので、農民層の参加は極めてまれであった。[38] そして反乱者達が具体的に目標としたのは、住民の総意に基づく民主的都市自治の確立であり、王国のレベルでは、諸都市が構成する、国家統治に関与しうる議会の樹立であった。[39] 結局、彼にとって反乱は、「中世的・社団的民主主義を近代国家の民主主義によって代替しようとする（ヨーロッパで）最初の企て」であった。[40]

4　ペレスの研究――反乱の社会経済史的考察

フランスの史家、ペレスは、マラバールの解釈に基本的に同意する。しかし彼は、マラバールを含めて従来の考察が、ほぼ政治的・思想的な側面に限られていたことを反乱の分析として不充分であるとし、反乱と当該時期の社会・経済構造との関係を問題にしようとした。[41] そこで、彼は、積極的な反乱諸都市がカスティーリャ中央部に地理的に限定されることを確認し、これらの諸都市は、王国の中で最も人口が稠密で、諸交通路にあたっていたと同時に、中世末から発展してきた毛織物業の中心であったことに注目する。[42] ところで一六世紀初頭において、アンダルシーア地方の諸都市が、国際商業の活発化によって有利な情況にあったのに比べ、この地域の諸都市は、商業都市ブルゴス（商務館が置かれ北欧への輸出を独占）を除いて、国内原毛の大量輸出のために地方産業の発展を阻害され、経済的諸困難に陥っていたとされる。[43] そして彼は、反乱の途中でブルゴスが離脱し敵対するに至った事実を一つの重要な例証として、「牧畜業者と大商人のカスティーリャ」と「小売商人、職人、…製造業者達のカスティーリャ」とが、反乱の基底において対抗しあったと捉えた。[44]

更に彼は、反乱者の社会構成を分析し、その主体が、諸都市の「中産的社会諸階層」であったと捉える。[45] しかし反乱者が、「階

ンデス・アルバレスは、一五二〇年秋以後の一連の農村蜂起に脅かされて、大貴族が国王派に加担することで、国王は反乱を鎮圧することが出来たと捉えた。[51] 同様に、ペレスも、農村の反領主運動を大貴族の反乱敵対への誘因と見た。しかし蜂起は、当該時期の社会的危機を利用したものであったが、諸都市の動向とは直接的関わりはなかったとし、反領主農民運動は「コムニダーデス運動と注意深く区別されねばならない」と述べた。[52] ところが、グティエレス・ニエトは、領主所領の蜂起が反乱に与えた影響を極めて重視し、その上で国王派の形成を問題として、「領主制」をめぐる対抗として反乱を見ようとした。[53]

彼は「コムニダーデスの内乱期間の基本的対抗は、土地貴族と諸都市との間に生じた」と捉える。[54] そこで、彼によれば「都市は、それが立つところの構造に、経済的・社会的に対立する傾向をもって封建的秩序から発生する」のであって、「領主制への反対」が都市の姿勢の基本線であった。但し、諸都市がその属ティエラの城に領主的諸権利を行使、ブルジョアジーのかなりの部分が領主所領に経済的利害で結合、都市支配層が小所領を所有、あるいは共同地を占有、等の事実は、都市の反領主制の性格を曖昧とする要因であった。[55] ところで、反乱において、この伝統的対抗が改めて持ち出される一方、諸都市による租税改革の要求や、王権との協約主義 pactismo の主張は、大貴族の経済的・政治的利害にも抵触するものであったため、大貴族の反乱敵対は当初から必然的であった。[56] そして、諸都市と大貴族の衝突の「触媒」となったのが、やがて王国全域にわたって生じた領主所領の蜂起であった、と彼

級」的構成をなしていたとは言えず、彼等を特徴づけたものは、王権の制限、アリストクラシーの野望の抑制、非特権的諸階層の参加する自治体運営の確立を目標とする「政治的態度」le comportement politique であったとした。[46] そして、王権・アリストクラシーに対する「国民概念」le concept de nation の優位を政治理念として打ち出すに至り、[47] 従来の都市支配層から都市運営の決定権を掌握した諸都市住民の抵抗運動は、彼によれば、充分に「革命」であった。但しそれは、あまりに「早熟的革命」であった。何故なら、当時ブルジョアジーは脆弱であり、その上に、商業ブルジョアジーは、政治的諸要求の実現よりも、その経済的諸利害を保障してくれる王権・アリストクラシーとの同盟を選んだからである。[48] そして反乱の敗北の結果、諸都市の寡頭支配の強化、ブルジョアジーの発展の可能性の閉塞、「地ピトの代」を理想とする社会の形成がもたらされたと、彼は考えた。[49]

5 グティエレス・ニエトの研究
——反領主運動としての反乱

反王権として起こされた諸都市の反乱に対して、大貴族は、最初に好意的か無関与の立場をとったが、反乱の展開に伴い、国王派について反乱の鎮圧にむかった。又、反乱に参加した貴族達の一部は、運動から離脱して行った。しかしこれらの問題は、近年まで充分に掘り下げて考えられることがなかった。このような態度変更の原因として、領主所領の諸村落の蜂起に注目したのは、まず、ヒメーネス・フェルナンデスであった。[50] そして、フェルナ

は考える。[57] 諸都市の結成した会議は、当初、反領主運動に無関与の立場をとったが、一五二〇年九月一日のドゥエニャス村の蜂起後は、「反領主運動が、会議の政策とコムニダーデス反乱の内的・外的発展とを大きく条件付けた。[58]」他方、大貴族の反乱への対応も、反領主運動の展開によって規定されたのであって、最終的に、反乱者と国王派との対抗が、「諸都市・農民層と大貴族との戦争」という性格に発展してしまって、「土地貴族の運命が危険に晒されている」ことを認めた時、貴族の諸党派は結束して反乱の打倒に向かった。[59] 更に、彼は、中小貴族・聖職者の反乱参加を問題として、彼等の階層的利害からの参加の諸理由を検討したが、彼等は、反乱の急進化に脅かされて、自らの拠って立つ古い伝統的社会秩序の擁護に向かうこととなったと捉えた。[60] 結局、「コムネーロスは、貴族と対抗するための基本的援助を農村に求め……農村地域が国王派に掌握されると、ビリャラール(での敗北)が不可避的に生じた」のであり、[61] コムニダーデスと反領主運動の敗北の結果、「君主がその本来的保障者となるような領主制が、カスティーリャに確立」した、と彼は考えた。[62]

註(1) Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, pp. 19—45 を参照。

(2) cit. by Giménez Fernández, M., *Bartolomé de Las Casas*, t. Ⅱ, *Capellán de S. M. Carlos I. Poblador de Cumaná* (*1517—1523*), Sevilla, 1960, p. 904.

(3) 例えば、ドン・キホーテはサンチョ・パンサに警告する「……家来どもが vasallos が統治権 el gobierno をおまえから取り上げることになるか、一揆 comunidades をおこすことになるのじゃ」と。セルバンテス『ドン・キホーテ』続編(二)(永田寛定訳、岩波文庫)、二二七頁。

(4) パディーリャは、反乱の首領の一人。Ubieto, A. y otros, *Introducción a la historia de España*, 7.ª ed., Barcelona, 1970, pp. 548—549.

(5) Sarrailh, J., *L'Espagne éclairée de la seconde moitié du XVIIIe siècle*, Paris, 1954, pp. 573—611 ; Herr, R., *España y la revolución del siglo XVIII*, Madrid, 1971, pp. 281—289.

(6) Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, pp. 49—51 を参照。

(7) Pérez, *op. cit.*, pp. 240—242 を参照。

(8) 例えば、Martínez de la Rosa, F., "Bosquejo histórico de la guerra de las Comunidades," in *Obras dramáticas*, Clásicos Castellanos, t. 107, Madrid, 1972, pp. 9—43. 自治体と議会を極端に理想化したものとして Seijas Lozano, M. de, "Discurso de 1853," in *Discursos leídos en las sesiones públicas que para dar posesión de plazas de número ha celebrado desde 1852 la Real Academia de la Historia*, Madrid, 1858, pp. 271—299. 中世議会を近代的代議制議会と照応させる時代錯誤は、この時期に議会制を樹立しようとした者達の政治的利害を反映していると思われる。Piskorski, W., *Las Cortes de Castilla*, Barcelona, 1930 (rep., Barcelona, 1977), p. 2 を参照。

(9) Martínez de la Rosa, *op. cit.*, pp. 23—24. 一九世紀自由主義史家の代表とされるフェレール・デル・リーオの見解も、反乱における民衆の主体的動きを蔑んだものであった。Ferrer del Río, A., *Decadencia de España*, Primera parte, *Historia del levantamiento de las Comunidades de Castilla. 1520—1521*, Madrid,

1850, pp. 101—102.

(10) その思想に関して、Díez del Corral, L., *El liberalismo doctrinario*, Madrid, 1945, 特に pp. 493—544.

(11) Donoso Cortés, J., *Obras completas*, t. I, B. A. C., vol. 12, Madrid, 1946, pp. 481, 533—534.

(12) Martínez de la Rosa, F., "Contestación al discurso," in *Discursos leídos…*, pp. 146—147.

(13) cit. by Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, p. 77. しかし、この時期に、諸「自由」の喪失を嘆く歴史解釈が見られないわけではない。例えば、Martínez de Velasco, E., *Comunidades, Germanías y asonadas (1517—1522)*, Madrid, 1884, p. 238.

(14) Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, pp. 64—65 を参照。

(15) Dánvila y Collado, M., *Historia crítica y documentada de las Comunidades de Castilla*, 6 vols., Memorial Histórico Español, t. XXXV—XL, Madrid, 1897—1900.

(16) *Ibid.*, t. XXXV, pp. 124—125, t. XXXVII, pp. 758—759 ; Id., *El poder civil en España*, t. II, Madrid, 1885. pp. 11—12, 31—32.

(17) Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, p. 83 を参照。なお市民戦争前の外国の史家による反乱研究としては、Merriman, R. B., *The Rise of the Spanish Empire in the Old and in the New*, vol. III, *The Emperor*, New York, 1918 (rep., New York, 1962), chap. XXII ; Seaver, *The Great Revolt*…を挙げうるが、特に新しい視角を提供するものではなかった。ただ、シーヴァーの場合、反乱者の諸要求に、「立憲王政の提案」が読み取れると指摘していた (*Ibid.*, p. 168)。

(18) Ubieto, A. y otros, *op. cit.*, pp. 740—741 を参照。邦語では、アラン・ソペニャ「現代スペイン思想の流れ（一八九八—一九三六年）」（上智大『外国語学部紀要』五号）。

(19) Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, pp. 87—89.

(20) Pérez, *op. cit.*, pp. 245—246.

(21) Ganivet, A., *Idearium español*, 11.ª ed., col. Austral, Madrid, 1976, 特に pp. 74, 78—79.

(22) ソペニャ、前掲、六〇頁。

(23) Ortega y Gasset, J., *España invertebrada*, 15.ª ed., Revista de Occidente, Madrid, 1967, 特に pp. 55—60.

(24) ソペニャ、前掲、七一—七二頁。Gutiérrez Nieto, *op cit.*, p. 91 を参照。

(25) *Ibid.*, p. 94 を参照。

(26) Alcázar, C., "Las Comunidades de Castilla," *Escorial*, t. XIV, marzo 1944, p. 38.

(27) Marañón, G., "Los castillos en las Comunidades de Castilla," in *Obras completas*, t. III, Madrid, 1967, pp. 839—840, 842 ; Id., *Antonio Pérez*, 2 vols., Madrid, 1947, t. I, p. 127.

(28) Redonet, L., "Comentarios sobre las Comunidades y Germanías," *Boletín de la Real Academia de la Historia*, t. CXLV, julio-septiembre 1959, 特に pp. 49—50. ところでマウラは、反乱を郷士（イダルゴ）が主体の運動だったと捉えつつも、敗北による彼等の弱体化が、以後、アリストクラシーの抑制となる政治的勢力の喪失であったとして、「帝国礼讃」解釈を批判したが、その見解は注目されなかった。Maura, el Duque de, "España en su historia," *Boletín de la Real Academia de la Historia*, t. CXXIV, t. CXXV, 1949, 特に t. CXXV, pp. 173—175, 180—182. なお、マラニョン流の解釈は、外国の、特に英・米のスペイン史家の内に、かなり長く継承されて行く。もちろん彼等は、「帝国」にそれ程積極的評価を与えるわけではないが、反乱を基本的に中世的性格のものであったとし、これを契機に諸都市や貴族層が弱体化して、絶対主義が確立したと見る点で、マラニョンと一致していた。例えば、Vilar, P., *Historia de España*, Paris, 1963, p. 40 ; Elliott, *op cit.*, pp. 151—160 ; Linch, J., *España bajo los Austrias*, 2 vols., Barcelona, 1970, vol. I. pp. 57—62.

(29) この点で、ビセンス・ビーベスの果たした役割は、測り知れぬ程大きいとされる。ビセンス・ビーベス、前掲、小林氏「訳者あとがき」を参照。又、スペイン史学の方法論的発展に関して、簡潔に、Tuñón de Lara, M., *Metodología de la historia social de España*, Madrid, 1973, pp. 5—17.

(30) Vicens Vives, J., "Imperio y administración en tiempos de Carlos V," in *Charles Quint et son temps*, Paris, 1959 (rep., Paris, 1972), pp. 11—12.

(31) Larraz, J., *La época del mercantilismo en Castilla : 1500—1700*, Madrid, 1963, p. 98 ; Jover Zamora, J. M., *Carlos V y los españoles*, Madrid, 1963, pp. 50—52.

(32) Reglá Campistol, J., "Introducción al estudio de la historia de España en los siglos XVI y XVII (para la 2.ª ed. de 1958)," in *Historia de España-Gran historia de los pueblos hispánicos*, t, IV, 3.ª ed., Barcelona, 1967, pp. 2—4. ここでレグラーは、「ブルジョアジー」burguesía の言葉を用いるが、経済史的範疇としての厳密な使用とは思われないので、「市民階層（ブルジョアジー）」と訳出した。スペイン史学では、この用語が曖昧に使用されるため、特に社会階層分析の議論に混乱を招いている（後述、ペレスの研究を参照）。反乱における「市民階層（ブルジョアジー）」の役割を重視する考え方は、六〇年代まで評価されなかったものの、市民戦争前にも、特に共和派の思想家の内に見られた。例えばアサーニャは、反乱を「ブルジョアと職人との、つまり都市の革命」であったと述べた。Azaña, M., *Plumas y palabras*, Madrid, 1930, 2.ª ed., Barcelona, 1976, p. 39. 他に Ganz, F., *Ensayo marxista de la historia de España*, 1934, 2.ª ed., Barcelona, 1977, pp. 25-27. 又、仏の史家サロモンが、同様の指摘をしたとされる（一九四五年）が、その研究は未公刊である。Pérez, *op. cit.*, pp. 261—265 を参照。

(33) Tierno Galván, E., "De las Comunidades, o la historia como proceso," in *Del espectáculo a la trivialización*, Madrid, 1961, pp. 298—299.

(34) Menéndez Pidal, R., "Carlos V y las Comunidades vistas a nueva luz documental," in *El P. Las Casas y Vitoria con otros temas de los siglos XVI y XVII*, Madrid, 1958, pp. 82—83.

(35) Maravall, J. A., *Las Comunidades de Castilla : una primera revolución moderna*, Madrid, 1963, 2.ª ed., revisada y aumentada, Madrid, 1970. なお、彼の反乱解釈の前提として、一五・六世紀ルネッサンス期の政治思想に関する研究がある。Id., *Carlos V y el pensamiento político del Renacimiento*, Madrid, 1960, 特に pp. 167—171, 235—245 を参照。

(36) Id., *Las Comunidades*…, pp. 49—52, 67.

(37) *Ibid.*, pp. 153—154.

(38) *Ibid.*, pp. 45—49, 227—239.

(39) *Ibid.*, pp. 198—205.

(40) *Ibid.*, p. 50.

(41) Pérez, *La Révolution*…

(42) *Ibid.*, pp. 385—386, 451—453. 近年、ジョンサーレス・ロペスもこの点を指摘していた。González López, E. "Los factores económicos en el alzamiento de las Comunidades de Castilla : la industria textil lanera," *Revista Hispánica Moderna*, t. XXXl, 1965, pp. 185—191.

(43) Pérez, *op. cit.*, pp. 97—107.

(44) *Ibid.*, pp. 12—13, 453—454.

(45) *Ibid.*, pp. 478—497.

(46) *Ibid.*, pp. 505—507. 彼が反乱を「階級闘争」ではなかったとするのは、マラバールの、そうであったとする指摘 (Maravall, *op. cit.*, pp. 252—253) を捉えての批判であるが、元々、両者の用語法に相違があるために議論がかみ合っていない。ペレスは、社会経済史的に「ブルジョアジー」を経済的・階級的範疇として使用し、その意味での「階級」を問題としている。但し、この時期の商業ブルジョアーを「前期的資本」のようには理解していない (Pérez, *op. cit.*, pp. 497—499, 506—507)。他方、マラバールは、中産市民・小市民を「封建制」に対抗する「ブルジョアジー」とし、この「階級」による闘争であったと反乱を捉えている。経済史家のルイス・マルティンも、マラバールの「ブルジョアジー」の用法を新語 neologismo であるとして批判したが (Ruiz Martín, F., in *Anuario de Historia Económica y Social*, núm. l, 1968, p. 838)、逆にフェルナンデス・バルガスは、反乱を、「都市の市民階層(ブルジョアジー)」による社会的「階級闘争」と把握出来るとして、ペレスを批判した (Fernández Vargas, V., Introducción a la obra de Maldonado, J., *La Revolución Comunera*, Madrid, 1957, pp. 20—21)。この点で、ペレスも述べるように (Pérez, *op. cit.*, pp. 688—689)、ヴィラールの主張する、「階級対立」と「諸利害・諸カテゴリーの対立」との区別、及び「階級」と「階層」の厳密な使用は、重要だと思われる。Vilar, P., "Crecimiento económico y análisis histórico," in *Crecimiento y desarrollo*, Barcelona, 1974, 特に pp. 56—57.

(47) Pérez, *op. cit.*, pp. 563—568.

(48) *Ibid.*, pp. 457—459, 515—528.

(49) *Ibid*, pp. 687, 689—690.

(50) Giménez Fernández, *op. cit.*, pp. 925—926.

(51) Fernández Alvarez, M., *La España del Emperador Carlos V*, t. XVlll de la *Historia de España*, dirigida por R. Menéndez Pidal, Madrid, 1966, 特に pp. 156—159.

(52) Pérez, *op cit.*, pp. 464—473.

(53) Gutiérrez Nieto, *Las Comunidades como*…

(54) *Ibid.*, p. 231.

(55) *Ibid.*, pp. 254—261.

(56) *Ibid.*, pp. 249—250, 268—269. このような反乱者の協約主義の思想を、「国家の代表基盤を拡大し、国王の行為 gestión を制限しようとする(ルネッサンス期の)思潮」であったとして、彼はマラバールと同様の見解を示す。Id., *El Renacimiento y los orígenes del mundo moderno*, Barcelona, 1975, pp. 150—152.

(57) Id., *Las Comunidades como*…, p. 269. 王国の全域にわたる反領主蜂起の検証は、*Ibid.*, pp. 127—227.

(58) *Ibid.*, pp. 272—273.

(59) *Ibid.*, pp. 321—322.

(60) *Ibid.*, pp. 333—339, 371—374.

(61) *Ibid.*, p. 127.

(62) *Ibid.*, pp. 16—17.

第二章　最近の諸研究をめぐる問題

前章において、コムニダーデス反乱が、マラバールによって、従来の解釈とは全く対照的な評価を与えられたことを見た。又、その後、最近の代表作であるペレスとグティエレス・ニエトの研究において、如何に反乱が把握されるに至ったかを見た。本章では、今後、反乱の諸相を明らかにして行く上で如何なる問題が現時点において存在するかを確認するために、ペレスとグティエレス・ニエトの研究に含まれる主要な問題点を、最近のその他の諸研究との関連で、検討することとしたい。

なお、最近の研究の特徴として、反乱そのものが歴史学の研究対象として極めて注目を浴びており、ペレス、グティエレス・ニエトの他にも反乱全体を扱った著作が幾つか出されているばかりではなく[1]、個別の地域的研究[2]、新たな史料の公刊[3]も進んでいる。更に、近年の研究の高まりから、一九七五年には、コムニダーデス反乱を論題とするシンポジウム[4]も開催された。他方、従来の研究は、主として政治的考察に限定され、往々、社会的脈絡(コンテクスト)から遊離した反乱像を呈示していたが、特にペレスの研究から、反乱を当時の社会・経済構造の中で把握しようとする視角が確立したと言える。更に、社会階層としてのコンベルソス(キリスト教に改宗したユダヤ人)の反乱参加の大いさや原因が論議された[5]り、民衆の動きに千年王国思想を見る著作が出された[6]り、従来ほとんど看過されていた法制的側面に関する論文が発表されるなど[7]、多様な側面から反乱の検討が行なわれている。

まず、ペレスの指摘したように、反乱を一六世紀初頭の政治・経済・社会の危機として構造的に捉えることの必要は、言うまでもない。しかし、「輸出業者」と「生産者」との経済的利害の対立・矛盾からは、セゴビアとブルゴスの対立を導き出すことが出来るとしても、諸都市で、一部の都市支配層や下層民を含んで全住民的「コムニダー」が結成された事実を、充分に説明することは出来ないと思われる[8]。又、これまでの研究によれば、カスティーリャ中央部の諸都市は、各々、極めて異なった経済的諸活動を営んでおり、それらの活動を、毛織物業、あるいは製造業一般に特徴づけることは出来ない[9]。ところで、毛織物に関する最近の研究によれば、王権による都市織物業(良質織物を、厳しい製造規制にのっとり都市内部でのみ特権的に生産——クェンカ等)保護政策の結果、一五世紀に著しい発展を見せた農村織物業(都市・農村の区別をあまりもたずに、問屋制度を基に粗質の織物を大量生産——セゴビア等)は、規制に即応する技術的困難と良質原毛の入手不足によって、この時期にその生産を低下させるに至っている[10]。従って、特にセゴビアにおいて、毛織物業者や中小商人が、ブルゴスの羊毛買い占めや輸出独占に対して敵意を新たにしたばかりか、毛織物業従事者全体が、社会的不満を募らせていたと考えられる[11]。そし

てこのことは、セゴビアの積極的反乱参加を裏付ける意味を持つであろう。更に、経済的利害対立の側面で、当時の国際的な定期市の一つである四旬節の市の開催をめぐって、ベナベンテ伯（反乱で国王派）の所領の町ビリャローンとバリャドリー市との間で係争が繰り返され、国王は、反乱鎮圧後、最終的に、ビリャローンにその開催権を確定したことが明らかにされている。このことから、反乱において、羊毛を中心とする国際的な交易から派生する利益を誰が享受するかは、一つの大事な問題であったことを窺えよう。[12] 結局、ペレスの把握は、カスティーリャ経済が中世後期から内包した一つの矛盾を突いているものの、そのことを反乱の規定要因とするには当たらず、従って、反乱と経済的諸利害の対立とを関連させて考えて行くためには、より広くカスティーリャの全体的経済構造の諸矛盾を明らかにする必要があると思われる。その場合、農業・牧羊業・遠隔地商業・毛織物業の各々の孕む利害の対立、相互の複合的絡み合いから生じる諸矛盾を、王権や貴族との関係において検証して行く必要があろう。[13]

次に、グティエレス・ニエトの主張であるが、彼は、この時期に領主所領に反領主蜂起が激しく起こり、そのことが、「身分制社会の諸勢力」を国王派として結集させ、「ブルジョアジー」をも震撼させた、そして又、諸都市の運動が、この反領主運動によって大きく規定されたと捉えた。しかし、公刊されている当時の年代記や書簡に限られるが、それらの史料には領主所領の蜂起がそれ程記載されておらず、これまでの諸研究（例えばペレスの実証的研究）の成果との相違も大きく、一概にそのように把握することが出来るのか疑問である。[14] しかしながら、従来捉えられていたより、はるかに農村の反領主運動の事実は、重要であったと思われる。

他方、彼のもう一つの立論は、諸都市と「領主制」の関係を反乱の基本的対抗と捉えることであった。ここで注意すべきは、彼の「領主制」は、専ら、貴族層による「領主所領」の裁判権支配に重点を置いて把握されていることである。中世後期からの領主所領の拡大、特に王権による大貴族への諸都市属域の譲渡、それに対する諸都市の、とりわけ議会を通じての憤懣の表明、等の事実は諸研究によって明らかにされている。[15] しかし、貴族層の社会的・経済的力の増大に対する抵抗と、「領主制」を封建的諸関係として桎梏に感ずるに至ったための抵抗とは、区別される必要がある。後者、すなわち領主的諸権利を問題とする運動として反乱を把握出来ない以上、[16] 反「領主制」を諸都市に当てることは、「領主制」の問題を矮小化する危険があると思われる。そこで、領主所領をもつ貴族層に対する敵対が反乱のうちに明らかであったか、と問題を立て直して見る。すると、確かに、セゴビアの例に見られる如く、属域を蚕食する近隣有力領主層への攻撃は激しかったものの、[17] トレードの如く、小領主である都市在住の中・小貴族が反乱に積極的に参加したことが検証されている。[18] 従って、反乱を、王権に対する反抗、大貴族（有力領主層）への敵対と捉えることは出来るが、それ以上に、貴族層一般への敵対とか反「領主制」とすることには、無理があると思われる。

では改めて、諸都市に反王権・反大貴族の態度をとらせるに到った諸要因（逆に、このことが反乱を社会的・地理的に限定）を、問題にする必要があろう。そこで、カスティーリャ中央部の諸都市の中世後期から近世初頭にかけての変容とその特徴を、王権や大貴族との関係で、理解せねばならない。これまでの研究からその歴史的特徴を述べれば、中央部の諸都市は、国土回復戦争の過程で再建・建設され、軍事的性格を有し、農業・牧畜業を経済的基盤として成立した都市であり、広大な属域を持ち、そこに含まれる諸村落に、裁判管轄権を始め、各種の諸権利（共同体的領主権）を行使しており、一六世紀においても、これらの諸権利の重要性を封建的遺産として看過することは出来ない。[19] 又、属域の共同地（特に森林・草地）の利用は、農村的色彩の濃い都市経済にとって非常に大事な問題であった。[20] ところでこれらの都市は、一四・五世紀に、一方で、市会の民主的性格を喪失し（参事会制の施行と都市支配層の確立）、他方で、属域の蚕食や王権の介入（地方代官の派遣）を受け、その自治機構の弱体化を蒙る。[21] ハリツァーは、反乱前のセゴビアの様相を検討して、都市支配層が王権の介入によって諸特権を脅かされたこと、地方代官の悪政が住民の不満を募らせたこと、住民の激しい抵抗にも拘わらず国王が属域の一部を近隣有力領主に譲渡したこと、又、この領主が自治体の諸権利を蹂躙したことを明らかにしている。[22] 更に、属域の領主所領への変更は、自治体財産の喪失ということに加えて、都市支配層・上層市民への直接的脅威であったことに注意したい。何故なら、彼等の多くは、属域の土地所有者、共同地の不当な占有者であって、裁判管轄権の変更は、彼等の財産の減少・喪失につながったからである。[23]

グティエレス・ニエトの述べた都市と「領主制」との対立の曖昧化の要因の多くは、都市と有力領主層との関係で言えば、この両者の対抗の激化の要因となろう。

従って、このような背景をもって起こされた諸都市の反乱は、ショーニュが、「共同体的性格」と捉え、「共同体は富裕者を罰したのではなく、裏切り者を罰した」と述べることが、[24] あながち誇張とも言えぬ、全住民的様相を呈したと思われる。しかしこのことは逆に、社会諸階層の各々の水平的連帯の動きを妨げ、反乱は、敗北に至るまで聖会議の主導の下に、諸都市の抵抗として持続したのであった。もちろん、農村の反領主運動や反乱者内部の諸階層の対抗が、聖会議がとろうとする運動の方向に様々な影響を与えたのであろうことは無視出来ず、[25] それらは、今後、具体的に明らかにされる必要がある。

最後に反乱の思想の性格を如何に捉えるかの問題に触れたい。マラバールは、反乱を、近代的・民主主義的性格の「革命」と捉えたが、その見解は、概ね、ペレス、グティエレス・ニエトによっても継承されている。しかし、ごく最近の研究によって、国王への請願条項に練られた反乱者の諸要求は、一四六五年に貴族が国王に提出した紛争調停文書と、内容的相違があまり見られないことが明らかにされている。[26] 又、ベルメーホ・カブレーロによれば、これまで、反乱を革命的・急進的と把握する重要な根拠であった、諸都市による「統治権の一部」の要求は、「国王が幼少か不在の場合」に限っての一時的な統治への参与という伝統的要求であって、王権と共に常に統治権を分かつという主張ではないと

されるの。しかし、諸要求において「合法的行動」が明白であり、伝統的理論の枠組みにあったとしても、このことで直ちに、反乱が保守的・伝統的であったとの断定は出来ない。そこで、改めてペレスは、反乱の革命的側面がその実践のうちにあったと述べる。つまり、国王が、「王国」の要求を、請願として聞き入れるのではなく、義務として受諾し実現することを、つまりは「王国に服従」することを、反乱者は主張したと捉えるの。この点は、確かに重要だと思われる。何故なら、「官職売買」「兼職」「恩寵による王領地譲渡」等の禁止が、すでに中世後期以来のコルテス会の請願条項に含まれているものの、多分に形式的であったのに反して、この反乱では、それらの要求を実質的に王国の規範にしようとする姿勢が明白だからである。その意味で、反乱の急進的・民主的性格は、自治体運営の民主化を含めて、その行動によって裏付けされると言えよう。従って、反乱を「復古主義」とするショーニュの見解は、この実践面を無視したものであろう。但し、反乱を「近代的」政治革命と把握することは出来ないと思われる。何故なら、「議会(コルテス)」確立の要求に見られる「王国」の基盤からして明らかなように、反乱の思想は、身分制社会の枠組みを乗り越えるものではないからである。しかしながら、反乱を、伝統と刷新の混交、あるいは中世的と近代的との両義的性格と規定しても、それで問題が解明されるわけではない。近世の身分制的社会秩序と絶対王政の確立へと帰結するまでの社会的諸動向のうちに、このような思想と行動がもつ歴史的な意味を明らかにして行かねばならない。

註(1) 例えば、Bonilla, L., *Las revoluciones españolas en el siglo XVI*, Madrid, 1973 ; Luis Díez, J., *Los Comuneros de Castilla*, Madrid, 1977.

(2) 例えば、Azcona, Tarsicio de, *San Sebastián y la provincia de Guipúzcoa durante la guerra de las Comunidades (1520-1521)*, San Sebastián, 1974.

(3) Benito Ruano, E., "Nuevos documentos sobre el movimiento de las Comunidades de León, "*Archivos leoneses*, núms. 57-58, 1975. 羅語で書かれた当時の年代記で、西訳初版は一八四〇年だが、以後再版されなかったマルドナードの著作が、新たに公刊される。Maldonado, J., *La Revolución Comunera*, Madrid, 1975.

(4) 残念ながら、現在までこのシンポジウムの『報告集』は公刊されておらず、フェルナンデス・アルバレスの簡潔な「紹介」からしかその内容を窺うことは出来ない。Fernández Alvarez, M., "Derrota y triunfo de las Comunidades," *Revista de Occidente*, núms. 149-150, 1975, pp. 241-242.

(5) 近年、コンベルソス参加の重要性を最も強調したのは、アメリコ・カストロで、彼は、この参加こそ、反乱に欧化的 europeizante 性格を与えたとし、又、反乱が彼等に担われたからこそ、(常に反ユダヤ人的であったとされる) 農民層の参加が見られなかったと主張した。しかし、その他の研究からして、コンベルソス参加が反乱に規定性を与えたとは考えられない。今後、彼等が、他の市民と同様の階層的利害とは別に、「集団」としての固有の利害をもったか (そのような「二重利害」を主張するのは、グティエレス・ニエトで、他方、ペレスは、固有の利害を否定する)、もしそうであるとするならば、この利害が運動の展開に如何なる影響を及ぼしたかを明らかにする必要がある。Castro, A., *La Celestina como contienda literaria (castas y casticismos)*, Madrid, 1965, pp. 49-50, 60 ; Maravall, *op. cit.*, pp. 239-247 ; Pérez, "Pour une nouvelle…," pp. 278-282 ; Id., *La Révolution…*, pp. 510-514 ; Gutiérrez Nieto, J. I. ,"Los conversos y el movimiento comunero," *Hispania*, t. XXIV, 1964, pp. 239-240, 260-261 ; Id., "La estructura castizo-estamental de la sociedad castellana del siglo XVI," *Hispania*, t. XXXIII, 1973, p. 522 を参照。

(6) Alba, *Acerca de…*

(7) Bermejo Cabrero, J. L., "La gobernación del reino en las Comunidades de Castilla," *Hispania*, t. XXXIII, 1973.

(8) 諸都市の「コムニダー」が、多様な諸階層の住民を包括したことは、国王による大赦令(一五二二年)適用除外者の社会構成の分析からペレスによって確認される。Pérez, *La Révolution…*, pp. 478-497. しかし、都市支配層(市参事会役(レヒドール))が一般的に「すべての権威を喪失した」と述べる (*Ibid*, pp. 516-517) のは、極端であると思われる。各都市の反乱期間の権力関係の実態は、今後、具体的に実証されねばならない(はじめに、註一〇を参照)。又、反乱がほぼ全住民的であったことは、各都市の敗北後の賠償支払いが全住民の負担で行なわれた(特別割り当(ムルタ)て金を求めるか、特別消費税(ムエビト)を設定した)ことからも、窺えよう。Arribas Arranz, F., "Repercusiones económicas de las Comunidades de Castilla," *Hispania*, t. XVIII, 1958, pp. 505-546. ペレスの指摘する矛盾からは、以上の全住民的様相の充分な説明が与えられず、又、特に、グティエレス・ニエトの指摘した、都市とその属(ヒエロ)城の農民層がかなり参加した事実 (Gutiérrez Nieto, *Las Comunidades como…*, pp. 235-243) は、この経済的利害の対立に、その社会的根拠を求めることは出来ない。

(9) Ruiz Martín, *op. cit*, p. 839 ; Bennassar, B., *Valladolid au siècle d'or*, Paris, 1967, pp. 95-119 を参照。

(10) Iradiel Murugarren, P., *Evolución de la industria textil castellana en los siglos XIII-XVI*, Salamanca, 1974, pp. 114-115, 135-140.

(11) Le Flem, J.-P., "Vraies et fausses splendeurs de l'industrie textile ségovienne," in *Produzione, commercio e consumo dei panni di lana (nei secoli XII-XVIII)*, Firenze, 1976, pp. 528-529 ; García Sanz, A., *Desarrollo y crisis del Antiguo Régimen en Castilla la Vieja*, Madrid, 1977, pp. 208-212.

(12) Fernández Alvarez, *op. cit.*, p. 242 の「紹介」を参照。若干の指摘は すでに、Bennassar, *op. cit.*, pp. 105-108.

(13) この点で、中世後期カスティーリャ経済の畸型的性格についてのパストール・デ・トグネーリの指摘は、基本的に参考となる。Pastor de Togneri, R., *Conflictos sociales y estancamiento económico en la España medieval*, Barcelona, 1973, pp. 173-195.

(14) グティエレス・ニエトによっても同時代人の年代記は検討されているが (Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, pp. 35-45)、年代記に述べられた諸見解から、反乱の反貴族・反領主の性格を一定程度窺うことが出来るものの、同時期の領主所領の蜂起に関しては、ほとんど言及されていないことに注意した。彼が主張する、反乱を規定する程の激しい蜂起であったのならば、同時代人が、一層重点を置いた叙述をなしたであろうと思われる。領主所領の蜂起に触れた年代記の代表として、Maldonado, *op. cit.*, pp. 124-125. 更に、各地の反領主運動の検証に関して、史料的に問題がある。例えば、彼は、チハチョン伯

領のほとんど全域で蜂起が起こされたと述べるが (Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, p. 187)、その根拠となった史料は、わずか数行の報告書簡であり (Dánvila, *op. cit.*, t. XXXVII, p. 657 ; t. XXXVIII, p. 427)、そのような結論を引き出すことは、かなり無理があると思われる。

(15) 例えば、Valdeón Baruque, J., *Los conflictos sociales en el reino de Castilla en los sigos XIV y XV*, Madrid, 1975, pp. 140-166.

(16) 諸都市の諸要求のうち「領主制」に関連する要求は、ギラルテによって指摘されている。Guilarte, A. M.ª, "La cuestión señorial y los Comuneros de Castilla," *Moneda y Crédito*, núm. 128, 1974, pp. 89-100. その中に、商品経済発展の阻害となる諸権利の規制・廃棄を主張した条項、あるいは農民の諸負担の軽減を企図した条項は、全然見られない。

(17) Pérez, *op. cit.*, pp. 437-438 ; Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, pp. 183-187.

(18) Fernández Alvarez, *op. cit.*, p. 242 の「紹介」を参照。更に、Moxó, S. de, *Los antiguos señoríos de Toledo*, Toledo, 1973, pp. 183-185.

(19) Carlé, M.ª del C., "La ciudad y su contorno en León y Castilla (siglos X-XIII)," *Anuario de Estudios Medievales*, t, VIII, 1972-1973 ; Id., *Del concejo medieval castellano-leonés*, Buenos Aires, 1968 ; Fernández Viladrich, J., "La comunidad de Villa y Tierra de Sepúlveda durante la Edad Media," *Anuario de Estudios Medievales*, t. VIII, 1972-1973 ; Gutiérrez Nieto, *op. cit.*, p. 259 ; Bennassar, *op. cit.*, pp. 23-30 を参照。

(20) 特に、牧畜業を中心とする地域では、共同地は第一義的重要性を持つた。El grupo '73, *La economía del Antiguo Régimen. El señorío de Buitrago*, Madrid, 1973, pp. 189-193. 都市と属領(ティエラ)域との経済的関係の重要性は、両者に関する詳細な諸規則 ordenanzas からしても明らかである。例えばセゴビアについて、"Ordenanzas de Ciudad y de Tierra," *Anuario de Historia del Derecho Español*, t. XII, 1935, pp. 468-495. なお、反乱期に結成された「コムニダード」と、この「都市と属領(ティエラ)域の自治体(コムニダード)」との間に、用語の意味上の関係はないが (Gutiérrez Nieto, "Semántica…," p. 335)、そのことと、反乱の社会的原因として属領(ティエラ)域の問題を重視せねばならないことは別の問題である。

(21) 都市支配層の成立について、Bó, A. y M.ª del C. Carlé, "Cuando empieza a reservarse a los caballeros el gobierno de las ciudades castellanas," *Cuadernos de Historia de España*, t. IV, 1946 ; Tomás y Valiente, F., "Las ventas de oficios de regidores y la formación de oligarquías urbanas en Castilla (siglos XVII y XVIII)," *Historia. Institucionos. Documentos*, t. II, 1975, pp. 527-529. 地方官(コレヒドール)制について、Chamberlain, R. S., "The Corregidor in Castile in the Sixteenth Century and the Residencia as Applied to the Corregidor," *Hispanic American Historical Review*, n. 23, 1943. 自治体の属領(ティエラ)域の土地をめぐる紛争について、Cabrillana, N., "Salamanca en el siglo XV : nobles y campesinos," *Cuadernos de Historia*, t. III, 1969 ; Molénat, J.-P., "Tolède et ses finages au temps des Rois Catholiques : contribution à l'histoire sociale et économique de la cité avant la révolte des Comunidades," *Mélanges de la Casa de Velázquez*, t. VIII, 1972.

(22) Haliczer, S., "Political Opposition and Collective Violence in Segovia, 1475-1520," On-Demand Supplement of the *Journal of Modern History*, vol. 48, n. 4, Dec. 1976, pp. 9-30. 特に、属領(ティエラ)域の議渡をめぐる抗争については、Herrero González, M., *Segovia. Pueblo, ciudad y tierra*, Segovia, 1971, pp. 232-252.

(23) この点の指摘は、Cabrero Muñoz, E., "La oposición de las ciudades al régimen señorial : el caso de Córdoba frente a los Sotomayor de Belalcázar," *Historia. Instituciones. Documentos*, t. I, 1974, pp. 33-34. 従って、自治体の土地・裁判権の不当な掌握者であっても、都市の「コムニダード」に参加している。Molénat, *op. cit.*, pp. 368-371 を参照。

(24) Chaunu, *op. cit.*, t. I, pp. 240, 260-262.

(25) 特にバリャドリーの聖会議(サンタ・コンガレガシオン)が移って以後、聖会議(サンタ・コンガレガシオン)の構成者の間で対王権の闘争の進め方をめぐって意見の対立が顕著となる。又、反乱者の中から平等主義的見解も現われてくる。Gutiérrez Nieto, *Las Comunidades como…*, pp. 284-291. しかし、反乱全体の把握としては、コムネーロスの諸階層によって聖会議(サンタ・コンガレガシオン)と別個の運動が生じなかったことに、より注目すべきだと思われる。

(26) Fernández Alvarez, *op. cit.*, p. 241 の「紹介」を参照。

(27) Bermejo Cabrero, *op. cit.*, 特に pp. 263-264.

(28) Pérez, "Los Comuneros en 1976," in *La revolución de las Comunidades de Castilla (1520-1521)*, edición en español, Madrid, 1977, pp. 1-2.

(29) 反乱者の国王への請願である「永代法案」を見ると、確かに、要求の内容に、従来の諸請願との隔たりをあまり見ることは出来ない。しかし、例えば、不在聖職者の禄受け取り禁止の条項(第一〇二項)で、一年以内に国王がその旨の処置を取らない場合、「王国」が肩代わりしてその実行の権能を持つ、と主張されていることなどからして、従来の諸請願と相連して、要求を実現しようとする姿勢が窺える。「永代法案」は、Sandoval, P. de, *Historia de la vida y hechos del emperador Carlos V*, I, B. A. E., t. LXXX, Madrid, 1955, pp. 300a—317b. 更に、年代記作者サンドバールが伝える反乱者と国王派との交渉経過には、そのような姿勢がはっきりと現われている。*Ibid.*, 430b-433a を参照。

(30) Chaunu, *op. cit.*, t. I, p. 240.

(31) 議会(コルテス)について、王権の不当な介入の排除と独立性の保持とが主張されているが、その代表派遣は、従来からの特権として一八都市に限定されており、しかもその各都市代表は、都市の諸身分(聖堂評議会・中小貴族・平民)から各々選出された三名であるとされた(「永代法案」第一四—一三項を参照)。このような主張は、身分制の制約を突き崩しておらず、従って、反乱者の思想は、「身分制的」立憲主義・民主主義と呼ばれうるとしても、直接的に近代的性格のものとは言えないと思われる。

おわりに

かつて諸都市の抵抗にあって躊躇していた王権は、一六世紀の後半になると、市町村自治体の共同地を大幅に売却し、その利益は王権の対外的戦争政策の重要な財源になったとされる。(1) 又、同世紀の新カスティーリャにおいて、王権による村落領主権・町の地位等の売却が甚しかったことが明らかにされている。(2) このよう

な諸事実は、反乱を起こした議会代表派遣諸都市(コルテス)を中心とする市町村自治体の中世後期から近世初頭にかけての変容の問題が、スペイン絶対王政が確立する上で、極めて重要であったことを示唆していると思われる。そして、このような王権が確立しようとする歴史的過程で生じた、その確立に対する抵抗として諸都市によって主張された「自由」は、伝統的地方諸特権の擁護以上の重大な意味を持つものであったと思われる。かってサロモンは、「ビリャラールの村で、スペインの自治主義の弔いの鐘が鳴った。だがそれは、中世的な自治主義だけではなく、ブルジョア的・近代的自治主義の弔いの鐘であった」と述べた。(3) しかし、では反乱の前と後における自治体のあり方はどのようなもので、特にその支配機構は、王権や貴族層との関係で如何に変容したのか、それらは、今なお実証的に検討されていないと思われる。前章において、諸研究の問題点を考察し、今後の解明すべき諸点について言及したが、筆者は、特に、反乱を境としてどのような自治体となるのかを具体的に明らかにする必要があると考えている。

註(1) Vassberg., D.E., "The Sale of 'Tierras Baldías' in Sixteenth-Century Castile," *Journal of Modern History*, vol. 47, n. 4, Dec. 1975, pp. 629-654.

(2) 五十嵐一成「一六世紀新カスティーリャにおける諸村落の売却と村落自治」(『史学雑誌』第八四編第七号)

(3) cit. by Pérez, "Pour une nouvelle…," p. 263.

(東京都立大学大学院生・人文科学研究科)